

「江東区納税課 納付案内等業務委託」公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、江東区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）（以下「住民税等」という。）の納付案内等業務委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル実施の趣旨

本区では近年、進歩したITの柔軟な活用と社会全体のデジタル化を推進するために収納チャンネルを増やし、また、滞納整理を積極的に行い、自主納付の定着を図り、収納率も高く維持している。今後も住民税等の滞納について、納税者の公平性の観点から、納期内納税の促進及び累積滞納の未然防止に努め、更に質の高い住民サービスの提供として、状況に応じた収納対策について迅速に対応することが求められている。

現在は、滞納者に対し、架電と訪問による納付案内業務及び滞納整理等補助事務業務を民間事業者へ委託している。今後は、更に民間事業者の用いる高度なノウハウを活かし、収納率の向上と債権回収及び事務の効率化を図るべく、高いレベルで業務遂行できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

3 件名

江東区納税課 納付案内等業務委託

4 業務内容

- (1) 納付案内センター業務（架電）
- (2) 納付案内センター業務（訪問）
- (3) 補助事務業務

5 業務概要

別紙1『仕様書』の通り。また、令和5年度の業務実績については、別紙2の通り。

6 履行場所

江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所5階納税課執務室内（別紙3）及び担当地域

7 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。但し、履行状況が良好かつ仕様に変更が無い場合は、2か年度に限り、契約を更新することができる。なお、令和8年1月から、現行のシステムに代わり標準準拠システムに移行予定であり、そのことに伴い業務フローの見直しが必要となる場合がある。

8 委託上限金額

66,360,727円(税込:年額)

- ※ 但し、委託上限金額は現時点での見込み額であり、令和7年度当初予算の編成状況により、金額の変更又は契約の中止となる場合がある。それに伴い、応募者または受託候補者に損害が生じた場合であっても、本区はその損害の一切を負担しない。
- ※ 令和7年度予算額が委託上限金額よりも減少した場合、事業者選定後、契約前に区担当者と事業実施内容について協議し、決定する。
- ※ 次年度以降委託が継続となった場合、委託金額は初年度の金額を上限とする。

9 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 本区における競争入札参加資格を有している登録事業者であること。(東京都電子自治体共同運営「電子調達サービス」による。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 東京都内に本社または営業所等を有していること。
- (5) 自治体において、架電又は訪問による住民税や介護・国民健康保険料、これと類似する公債権の納付案内業務等の受託実績が引続き3年以上あること。(令和7年3月末時点)
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定の「ISMS」適合制度の認証、又は「プライバシーマーク」を取得していること。
- (7) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27江総経第3281号)による指名停止を受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある法人等ではないこと。
- (10) 探偵業の届出、又は訪問調査の実績があり、探偵業の届出をする意志のあること。

10 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

11 実施要領についての質問

(1) 質問方法

令和7年1月8日(水)午後5時までに、質問書(様式8)により行うものとし、メ

ールにて提出すること。電話又は窓口による質疑は不可とする。

【提出先メールアドレス】shunou-k@city.koto.lg.jp

(2) 回答方法

受け付けた質問内容全件の回答について、令和7年1月15日（水）に江東区ホームページ (<https://www.city.koto.lg.jp/060606/kurashi/zekin/nofu/20181102.html>) で公表する。なお、個別の回答は行わない。

1.2 提出書類

(1) 企画提案書等提出書類

本プロポーザルを希望する事業者は、以下の書類を提出すること。但し、様式1、様式6及び様式9を提出する場合の押印は、実印を使用すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 事業者概要書（様式2）及びその他創立からの沿革、組織、用務業務を受託している部署、従業員数等が分かる事業案内・パンフレット等
- ③ 法人登記事項証明書又は登記簿謄本（原本）
- ④ 定款またはこれに代わるもの
- ⑤ 直近3年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）
- ⑥ 経済産業省のウェブサイトにおいて公開されているローカルベンチマークツールを用いて作成した財務分析結果
(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)
- ⑦ 直近3年分の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税の納税証明書（原本）
※ 発行日から3か月以内のもの。
- ⑧ 情報セキュリティに関する認証書（プライバシーマーク登録証等）の写し
- ⑨ 企画提案書（様式3・4）
※ 詳しくは「1.3 企画提案書作成における留意事項」を参照すること。
- ⑩ 業務実績書（様式5）
※ 「9 参加者の資格要件（5）」の実績を記載すること。
- ⑪ 各種報告様式（任意様式）
※ 実績報告書（年報、月報、日報）及びトラブル発生時の事故報告書等。
- ⑫ 見積書（様式6）
 - I. 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - II. 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - III. 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで※ 上記IからIIIまでの委託費について別々に見積もること。なお、提出する金額については、納付案内センター業務（架電）と納付案内センター業務（訪問）及び補助事務業務の内訳を記載すること。
- ⑬ 参加資格確認書（様式7）
- ⑭ 探偵業届出証明書の写し又は調査業務の実績がわかるもの

(2) 提出部数

上記の(1)①～⑧、⑩～⑭は1部、⑨は正本1部、副本7部

(3) 提出方法

持込みに限る。

※ 遅延の場合は原因の如何を問わず未提出となり、本区はその責任を一切負わない。

※ 持込み時に提出書類の内容について確認を行う場合がある。

(4) 提出先

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

江東区役所5階7番窓口 区民部 納税課 収納推進係 【担当】永橋・川崎

※ 予め電話で提出日時を連絡のうえ、持参すること。

区民部 納税課 収納推進係 直通電話番号 03-3647-2063

(5) 受付時間

午前9時から午後4時までとし、平日正午から午後1時及び土日・祝日を除く。

(6) 提出期限

令和7年1月21日(火) 午後4時

1.3 企画提案書作成における留意事項

- (1) 内容案は1者につき1案とする。詳細は別紙4『企画提案に対する評価基準』を参照し、提案ポイント(評価基準)に沿って具体的かつ的確に記載し、分かりやすくまとめること。
- (2) 表紙は様式3(正本)及び様式4(副本)を使用し、正本にのみ会社名を記入すること。
- (3) 用紙はA4版縦型(横書き)で作成し、両面印刷とすること。但し、図表等表現の都合上、用紙および記述の方法を一部変更することは差し支えない。
- (4) ページ数は25ページ以内とし、ページ番号を付すこと。(表紙は除く)
- (5) 文章の文字サイズは11ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は8ポイント以上程度とし、判読できるものとする。
- (6) A4版縦型ファイルに左止めで綴ること。
- (7) 企画提案書(表紙を除く)及びA4版縦型ファイルには、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。
- (8) 企画提案書において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。

1.4 選定方法

江東区区税等収納関連事業委託事業者選定委員会(以下、「委員会」という。)において、企画提案書等及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を審査し、受託候補者の選定を行う。

(1) 評価基準

別紙4『企画提案に対する評価基準』の通り。

(2) 第一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等により採点を行い、得点が高い事業者から順に3事業者程度

を第二次審査対象者として選定する。但し、第一次審査の得点が60%に達しない場合は第二次審査対象者として選定しない。また、同点数の者が複数の場合、見積書（様式6）の金額が安価なものを上位者とする。

第一次審査の結果は、令和7年2月3日（月）（予定）までに、参加事業者全社あてにメールにて通知する。電話等による問合せには応じない。

（3）第二次審査（プレゼンテーション）

- ① 日時：令和7年2月10日（月）（予定）
- ② 場所：江東区役所（詳細は第一次審査の結果と併せて通知）
- ③ 説明時間：1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）程度
- ④ 参加人数：3名まで。（受託した際に携わる担当者が1名以上参加すること。）
- ⑤ PCを用いた説明：企画提案書の内容に関する説明には、パワーポイント等パソコンの利用は可であるが、使用するパソコンは提案者が用意すること。スクリーン及びプロジェクターは本区が用意する。

（4）審査結果

令和7年2月14日（金）（予定）までに、第二次審査参加事業者全社あてに郵送とメールにて通知する。電話等による問合せには応じない。

1.5 受託候補者の選定

第一次審査及び第二次審査の得点の合計点数が最も高い事業者を、令和7年4月1日からの受託候補者として選定する。その企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、最高点の事業者が複数の場合は、見積書（様式6）の金額が最も安価な事業者を、契約の相手方の候補者として選定する。金額も同額の場合は、第二次審査の評価点が高い事業者を候補者として選定する。また、全者において適切な提案がない場合（総合点が著しく低い場合等）は、候補者を選定しない場合がある。

1.6 選定結果の公表

受託候補者を選定し、契約締結後、速やかに下記項目について江東区ホームページ（<https://www.city.koto.lg.jp/060606/kurashi/zekin/nofu/20190117.html>）において選定結果を公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- （1）選定事業者の名称、総合点及び選定理由
- （2）（1）以外の参加者の名称及び総合点
 - ※（1）以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

17 主なスケジュール（予定）

内 容	日 時
実施要領の公表	令和6年12月18日（水）
質問書の受付期限	令和7年1月8日（水）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年1月15日（水）
企画提案書等提出期限	令和7年1月21日（火）午後4時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和7年2月3日（月）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年2月10日（月）
最終結果通知	令和7年2月14日（金）

18 応募を無効とする場合に関する事項

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽記載が判明した場合。
- (2) 参加資格要件を満たさない又は満たさなくなった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為が判明した場合。
- (4) 見積金額が今回の委託上限金額を超えている場合。
- (5) 第二次審査対象事業者選ばれた事業者が、第二次審査所定の日時・場所に欠席した場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為が判明した場合。

19 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。また、提出された企画提案書については、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。但し、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。
- (2) 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類については、提出した後の差替え、訂正又は再提出は認めない。ただし、区から指示があった場合を除く。
- (4) 企画提案書等を提出した後、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができる。
- (5) 電子メール等の通信事故には、本区はいかなる責任も負わない。
- (6) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象公文書として原則開示する。（但し、区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く）
- (7) 参加表明書の提出後に辞退する場合又は選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、速やかに担当部署へ連絡し、辞退届（様式9）を提出すること。なお、後者の場合は、次順位者を候補者とする。
- (8) 受託候補者に選定された事業者は、業務開始日に速やかに業務を開始できるよう、本区と調整のうえスケジュールを作成すること。なお、契約期間以前に準備業務委託契

約は締結しない。

- (9) 『「江東区納税課 納付案内等業務委託」公募型プロポーザル実施要領』のホームページへの掲載については、令和7年1月21日（火）までとする。

20 担当部署

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

江東区役所5階7番窓口 区民部 納税課 収納推進係 【担当】永橋・川崎

【TEL】03-3647-2063(直通) 【FAX】03-3647-8646

【メールアドレス】shunou-k@city.koto.lg.jp